

# 高知県教育振興施設整備事業実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、高知県教育振興施設整備事業費交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、教育振興施設整備事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 事業計画について

交付金の交付を受けようとする市町村は、「県立高等学校を核とした地域の教育力向上及び活性化に関する計画」(以下「事業計画」という。)を策定しなければならない。

### (1) 記載する内容(地域の教育力の向上について)

ア 当該事業の実施により、地元の小学校・中学校をはじめ生涯学習も含めて、地域の教育力がどのように向上するか。市町村が現在取り組んでいる教育目標の達成にどのように資するのか。目指すべき姿などを記載

### イ KPIの設定

例：県や市町村が策定している「教育振興基本計画」の指標をもとに、「地域の小学校、中学校、高等学校の生徒数の見通し」や「知・徳・体の向上」といった項目

### (2) 記載する内容(地域の活性化について)

ア 当該事業の実施により、どのように地域が活性化するか。県の地域アクションプランや県の各種施策の推進に資するものとなっているか。目指すべき姿などを記載

### イ KPIの設定

例：県や市町村が策定している「地方創生総合戦略」の指標をもとに項目を設定(移住者の数など)

## 第3 教育委員会の意見について

交付金の対象事業については、県の教育委員会などで教育委員の意見を聞いた上で決定する。

## 第4 交付金額の算出方法について

### (1) 交付金対象事業費すべてが備品購入費を含めて過疎債等の対象となる場合

#### ①過疎債を集落再生整備のための住宅に充当する場合(家賃収入のある事業の場合)

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 交付金対象事業費 100%         |           |
| 過疎債対象 75%             | 市町村負担 25% |
| 交付税措置 52.5% (75%×70%) | 市町村負担     |

1/2 以内を県が支援

②過疎債を集落再生整備のための住宅以外に充当する場合（家賃収入のない事業の場合）

|               |       |
|---------------|-------|
| 交付金対象事業費 100% |       |
| 過疎債対象 100%    |       |
| 交付税措置 70%     | 市町村負担 |

1/2 以内を県が支援

(2) 交付金対象事業費のうち、備品購入費が過疎債等の対象とならない場合

①過疎債を集落再生整備のための住宅に充当する場合（家賃収入のある事業の場合）

|                          |       |         |
|--------------------------|-------|---------|
| 交付金対象事業費 100%            |       |         |
| 起債対象 90%                 |       | 対象外 10% |
| 過疎債対象 67.5% (90%×75%)    | 市町村負担 | 市町村負担   |
| 交付税措置 47.25% (67.5%×70%) | 市町村負担 | 市町村負担   |

1/2 以内を県が支援

②過疎債を集落再生整備のための住宅以外に充当する場合（家賃収入のない事業の場合）

|                      |       |         |
|----------------------|-------|---------|
| 交付金対象事業費 100%        |       |         |
| 起債対象 90%             |       | 対象外 10% |
| 過疎債対象 90% (90%×100%) |       | 市町村負担   |
| 交付税措置 63% (90%×70%)  | 市町村負担 | 市町村負担   |

1/2 以内を県が支援

(2) の①、②は、対象外の備品購入費が全体の 10%の例である。

ただし、(1)、(2)ともに交付金対象事業費全額に過疎債等を充当できない場合でも、過疎債等を充当したものとして算定する。

附 則

この要領は、令和元年6月3日から施行する。